

鎌ヶ谷市議会大規模災害対応行動マニュアル

令和2年1月21日 議会運営委員会 決定

●基本方針

- 1 鎌ヶ谷市災害対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- 2 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップする。

●議会の対応

- 議長は、大規模災害が発生したとき、必要に応じて、登庁するものとする。
- 議員は、大規模災害が発生したとき、下記の初動態勢をとるものとする。
- 災害情報の確認や災害対策本部への要望、提言等は、議員個人や会派としては行わず、議会として行うものとする。

※大規模災害が発生したとき

災害種別	災害内容
地震	・市内で震度5強以上の地震が発生したとき
風水害 その他	・上記の他市内で災害による甚大な被害が発生し、議長が必要と認めたとき

1 初期対応期：初動態勢（発災後24時間以内）

- (1) 本会議（又は委員会）開催中における対応
 - ・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告することができる。
 - ・議長（又は委員長）は、議場（又は委員会室）から避難が必要になった場合、傍聴者等を避難・誘導するとともに、議員及び議会事務局職員と速やかに避難する。
 - ・議長（又は委員長）は、災害が発生した場合、又は、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝える。
- (2) 議員は、市内で大規模災害が発生したときは、議会事務局からの一斉メール等を受信後、その安否（自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等）を議会事務局に連絡する。これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡する。

【安否連絡方法：議員個人から議会事務局あての連絡方法は以下のいずれかの方法による。】

- | | |
|-------------|--|
| 1 電子メール | gikaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp |
| 2 電話 | 047-445-1191（議会事務局） |
| 3 FAX | 047-445-2053（議会事務局） |
| 4 災害用伝言ダイヤル | 別添資料1 |

- (3) 議員は、常にその居所又は連絡場所を明らかにし、議会事務局と連絡体制を確立する。
- (4) 議員は、それぞれの地域において住民の安全確保等地域活動に従事するとともに、安心 e メール等により災害情報全般を把握する等、地域の被災情報や必要な支援策等の把握に努める。
- (5) 議長は、議員へ災害情報を提供する。

2 中期：応急態勢（発災後おおよそ 1 週間以内）

- (1) 議長は、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供する。
- (2) 議員は、地域の被災情報や支援策等の把握に努める。
- (3) 議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を議長に報告する。
- (4) 議長は、災害情報を収集・整理し、議会として災害対策本部に情報提供する。
- (5) 議長は、災害の状況により、必要に応じ、議員の登庁を指示する。
- (6) 議員は、議長から登庁の指示があったときは、自身の食料や飲料水等を携行し、状況に応じて、自動車以外の方法で参集する。服装は防災活動に支障のない安全な服装とする。

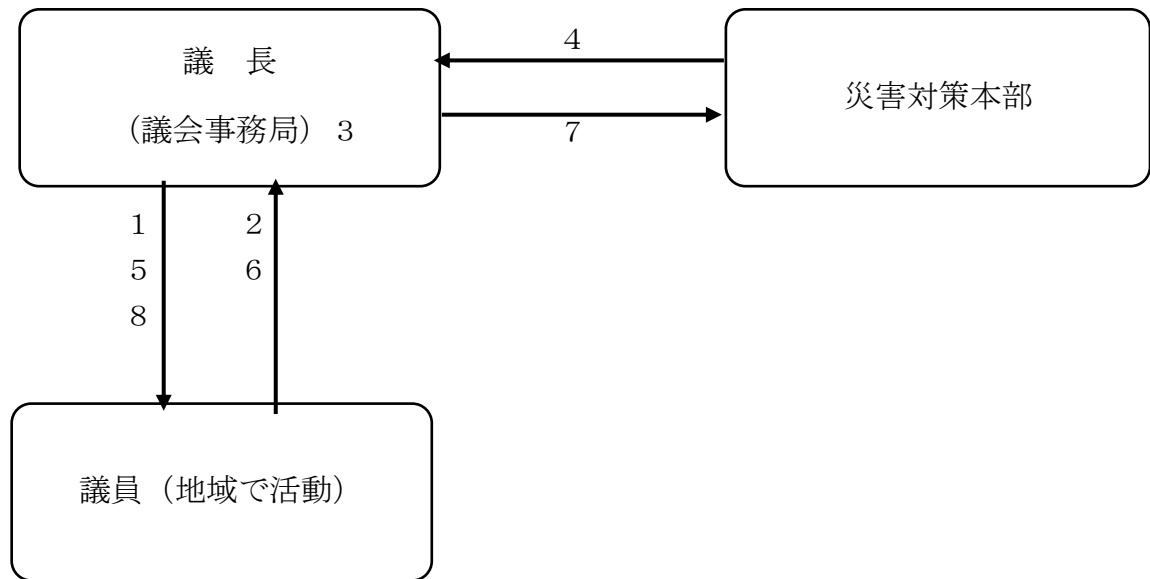
3 後期：復旧態勢（発災後おおよそ 1 週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時に会議を開き、又は臨時会を招集請求し、災害対策への対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各地域において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地域及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。
- (4) 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図るものとする。

4 その他

このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

【大規模災害が発生した場合の対応（イメージ図）】



- 1 議会事務局から議員へ一斉メールの配信等
- 2 安否情報を議会事務局へ連絡（※ 別図1）
- 3 議員の安否情報を議長へ連絡
- 4 災害対策本部から議長に情報提供
- 5 議員への災害情報の提供
- 6 地域の被災状況、必要な支援策等を議長へ報告
- 7 議長から災害対策本部に情報提供
- 8 議長から登庁の指示があれば登庁

（※ 別図1）

【安否連絡方法：議員個人から議会事務局あての連絡方法は以下のいずれかの方法による。】

- | | |
|-------------|--|
| 1 電子メール | gikaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp |
| 2 電 話 | 0 4 7 - 4 4 5 - 1 1 9 1（議会事務局） |
| 3 F A X | 0 4 7 - 4 4 5 - 2 0 5 3（議会事務局） |
| 4 災害用伝言ダイヤル | 別添資料1 |

災害用伝言ダイヤル171

家庭などの固定電話を利用してメッセージを録音、再生できるサービスです。

◆伝言の録音方法

1 7 1 にダイヤル

ガイダンスが流れます。

録音される方は
1 をダイヤル

(□□□) □□□□-□□□□
自宅の電話番号をダイヤル

◆伝言の再生方法

1 7 1 にダイヤル

ガイダンスが流れます。

再生される方は
2 をダイヤル

(□□□) □□□□-□□□□
連絡を取りたい被災地の方の
電話番号をダイヤル